平成２４年（フ）第４０７号
北九州市八幡東区高見３丁目２番９号
債務者　安井　千寿
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５２５号
北九州市小倉北区熊谷１丁目33番21―303号
債務者　芝口亜矢子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３５号
北九州市若松区東二島３丁目４番20号
債務者　堤　　義惠
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５１号
北九州市若松区赤崎町６番３号
債務者　本野　隆久
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３９５号
愛知県津島市東柳原町３丁目４番地　サンモール津島１Ｃ号、従前の住所愛知県津島市西柳原町３丁目31番地　メゾンコスモ202号
債務者　伊藤　恭三
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４０号
名古屋市千種区内山２丁目５番15号　ミラ内山２Ｂ号
債務者　藤澤　眞弓
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４５号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目５番16号　三浦ハイツＢ―201号
債務者　森　　敦
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５７号
栃木県宇都宮市平松本町340番地１　メゾンドベル５―205号
債務者　松田　尚之
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６９号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地68　御幸ヶ原コーポ101号室、前住所栃木県宇都宮市錦３丁目６番６号　ナイスアーバン錦302号室
債務者　松浦　正広
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１００１８号
東京都台東区浅草橋４―12―４―303　有山方、住民票上の住所千葉県市川市幸１丁目５―１
債務者　前田友里子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００３２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目34―３　千駄ヶ谷荘
債務者　小川　辰晴
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００３３号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目20―５
債務者　高野　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００６１号
東京都葛飾区柴又３丁目28―２　ふじ荘208
債務者　小松　良子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７６号
東京都台東区上野７丁目13―10―1301
債務者　山下　利之
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７７号
千葉県松戸市西馬橋相川町50―101
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部